

一般質問とは、議員が町の行財政全般に対し、疑問点を質問し確かめることです。  
 会派の代表者が質問する「会派代表質問」と、個人の議員が質問する「個人質問」があり、質問時間は答弁を含め50分以内です。



政和クラブ  
石川 義治 議員

# 公共施設等 総合管理計画とは

## 更新時期の集中対応のための計画

公共施設等総合管理計画が策定され、計画の推進と住民説明が必要である。

### 計画の推進方法は

**問** 公共施設等総合管理計画を推進する上での課題は。

**答** 総務部長 多額の費用の確保および財政状況に合った平準化、各所管が策定する施設ごとの個別計画と町全体としての調整が課題。

**問** 個別計画の策定状況および今後の予定は。

**答** 総務部長 保育園・橋梁・道路・公園・町営住宅・下水道の計画が策定されているが、総合計画に沿った内容に見直す。

新規の個別計画の場合でも、総合管理計画に沿って策定する。

**問** 上水道・下水道などについて、修繕更新額が算定されていない理由は。

**答** 総務課長 企業会計に基づいて、今後算出する。

**問** 個別計画を策定する際に、住民にどのように理解と共感を求めているのか。

**答** 総務課長 町の財政状況を踏まえた説明をしっかりとしていく。

### 施設の廃止・統合は

**問** 今後、廃止および統合する予定の施設はあるのか。

**答** 総務部長 今回の計画に沿った修正がされていないが、保育園等整備計画では竜宮保育園を富貴保育園と統合する予定。

### 財政計画との連携を

**問** 公共施設等総合管理計画と財政計画との整合性のとり方は。

**答** 総務部長 計画策定により、予算の裏付けと部局横断的な取り組みが必要。

起債も活用し、長期的な視点で判断する。

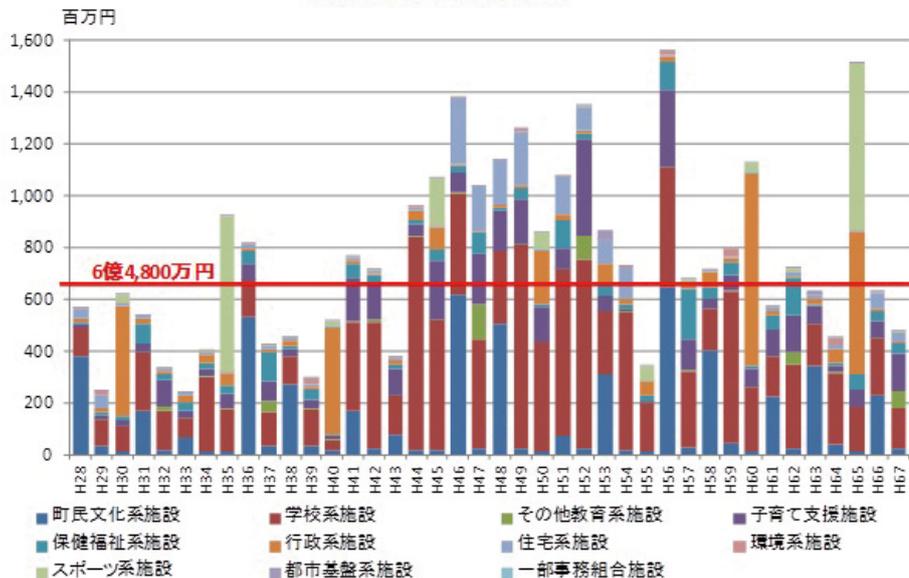
**問** 財政との整合性を図る中、行政サービスが変化することも想定されるのか。

**答** 総務部長 住民のニーズを捉え、時代に合わせて変化していくことも必要。

**問** 一層の行政改革が求められると考えるが、見解は。

**答** 総務部長 国や県の補助事業の情報を一層収集し、財源の確保に務める。

【建築物系施設の経費の将来見通し】



■武豊町公共施設等総合管理計画より抜粋



きずな  
青木 信哉 議員

# 民生・児童委員の なり手不足解消は

## 各区の推薦を得て協議会でも相談する

**問** 今年100周年を迎えた民生・児童委員制度は、住民の高齢化の進展などによって「地域福祉の担い手」としての重要性が増す一方、負担の重さや・なり手不足が課題となっている。

**問** 民生・児童委員の活動内容は。

**問** 近年増えた活動は。

**答** 健康福祉部長 いままで個人的に行われていた児童の下校時の見守りを平成28年度から民生・児童委員全体の活動としている。

**問** 平成25年・28年の改選時の状況は。

**答** 健康福祉部長 委員定数は平成25年・28年とも47名で欠員はありません。平成25年時は新任の委員が11名、平均年齢は67・4歳。平成28年時は新任委員が7名、平均年齢が69・5歳。

**問** 平成26年4月に国より、民生・児童委員の活動内容の見直しや、なり手不足解消に向けた試みが検討内容として報告されているが。

**答** 健康福祉部長 武豊町では各委員が積極的に活動していただいているが、新たな活動については見直しも考えている。

**答** 健康福祉部長 平成28年度では、各種相談・支援は182件で介護保険や障がい者のサービス利用に関する相談を福祉課へ橋渡しをしていたらいている。訪問・連絡では7625回で、生活保護受給世帯に支払明細をお持ちいただいたり、数え80歳・88歳の方に敬老訪問、ふれあい昼食会への案内と出欠確認などしていただいている。行事などへの参加は1770件でふれあい昼食会の会場設営や配膳、公民館まつり・多賀フェスタへの出店などであり、委員全体で延べ活動日数は6523日となっている。

**問** 高齢化・なり手不足に対し、どのように対応をしていくのか。

**答** 町長 平成28年の一斉改選以降、委嘱日現在75歳未満の者から選出が困難な場合は、75歳を超えて1回限

り再任が認められた。なり手不足から、ご迷惑をかけた地区もあるが、今後も活動を継続していただくため民生・児童委員協議会において、委員推薦時に相談をしていきたい。



■子どもの安全を見守る民生委員さん



公明党議員団  
甲斐 百合子 議員

# 問 相談支援体制の整備を

## 答 今後の国の指針に沿っていく

我が事・丸ごとの地域づくりを

**問** 本町の地域福祉計画、「我が事・丸ごとの地域づくり」および、「包括的・総合的な相談支援体制の整備」を盛り込むお考えは。

**答** 健康福祉部長 今回の社会福祉法改正では、「我が事・丸ごとの地域づくり」および「包括的・総合的な相談支援体制の整備」については、市町村の努力義務とされている。

今後、国において事業実施に必要な指針が公表されるので、第2次武豊町地域福祉計画には、国の指針に沿った体制の整備を努める旨、記載する予定である。



■武豊町地域福祉計画

**問** 地域が抱える多様で複雑な問題にどのように対処しているか。

**答** 健康福祉部長 高齢者や障がい者と支援する家族に関する問題に対しては、福祉課・健康課・子育て支援課・社会福祉協議会・地域包括支援センターで相談に応じている。

また、相談の内容によっては、愛知県の機関への連絡や医療機関にも関与をお願いし、多機関・多職種で連携して、問題解決につなげている。

**問** 多職種と連携し、どう支援していくか導く、コミュニティソーシャルワーカーの配置についての見解は。

**答** 健康福祉部長 本町では、福祉の総合相談窓口として、「地域福祉サービスセンター事業」を社会福祉協議会に事業運営していただいている。

この事業では、専門的な対応が必要となる問題を抱



■地域福祉サービスセンター受付

えた人や世帯に対し、問題解決のため関係する機関・職種、ボランティアなどと連携を図り、総合的に支援をしている。

**問** 「地域福祉サービスセンター」では、どのような相談を受けているのか。

**答** 福祉課長 日常生活支援事業として、認知症などの方の金銭管理や成年後見人制度の相談、生活困窮者へのフードバンクを活用した食料支援事業などで、平成28年度では延べ1963人の相談を受けた。

**問** 地域住民の担い手としての育成・参画に対する見解は。

**答** 町長 現在、すでに「小中学校の福祉実践教室」やボランティアによる「見守り隊」など、様々な場面において、住民の皆様にご協力をいただいている。今後、地域における住民主体の問題解決力の強化が求められている。

第2次地域福祉計画においても、法改正に伴う国の指針に沿った地域住民の育成・参画について計画を記載する予定である。